

事 務 連 絡  
令 和 5 年 2 月 7 日

各都道府県・指定都市 こども政策担当部局 御中

内閣官房こども家庭庁設立準備室

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について

平素より、こども政策の推進に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで、いじめ防止対策については、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、地方公共団体も一定の責務を果たしていただきながら、文部科学省の所管の下で、主として学校及び学校設置者におけるいじめの未然防止、積極的な認知、組織的な対応等の取組が進められてきました。

一方、いじめの重大事態の件数が 700 件を超えるなど（令和 3 年度）、こどもまんなか社会の実現に向けて憂慮すべき状況であること、いじめの対応は学校のみでは対応が困難な事案もあること等を踏まえ、こども家庭庁設立準備室では、いじめを政府全体の問題として捉え直し、令和 4 年 11 月に文部科学省とともに「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置しました。

連絡会議の下で、警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法、いじめ対応における「第三者性確保」の方策や学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策等について、優先順位をつけて検討を行い、順次取り組んでいるところです。皆様にも、当室より、令和 4 年 12 月 26 日付け事務連絡（「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（令和 5 年度当初予算案）について」）で、このような動きをお伝えしたところです。

いじめに関する一部のケースでは、学校及び学校の設置者が法律に基づいた対応を徹底しておらず、被害を受けた児童生徒がいじめを苦に自殺する等最悪のケースを招いた事案も発生しています。いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校及び学校の設置者は、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くすことが必要です。

また、犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合もあります。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきました。しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こ

うした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

そのため、今般、文部科学省において、連絡会議での確認事項を受け、特に優先的に対応すべきものとして、各学校及び学校の設置者における警察等との連携強化や児童生徒への指導支援の充実等、改めて取組の徹底を求める事項について、警察庁、法務省をはじめ関係府省と調整の上、別添のとおり通知をしていますので、周知します。

本件については、都道府県担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村のこども政策関係担当部局に対して周知を図るとともに、首長部局においても学校・学校設置者における警察との連携等の徹底や、いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援に関し、御理解と特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### ◇添付資料

別添 1 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（4 文科初第 2121 号令和 5 年 2 月 7 日文部科学省初等中等教育局長通知）

別添 2 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（4 文科初第 2121 号令和 5 年 2 月 7 日文部科学省初等中等教育局長通知）【概要】

以上